

ソフトバンクBBサービス規約

ソフトバンクBB株式会社

第1章 総 則

第1条（本規約の適用）

1. ソフトバンクBB株式会社（以下「当社」といいます。）は、このソフトバンクBBサービス規約（以下「本規約」といいます。）に従いYahoo! BBサービスのオプションサービスとしてソフトバンクBBサービス（後記第2条第（1）項に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約に定めない事項についてはヤフー株式会社の定める「Yahoo! BBサービス会員規約（約款）」を準用するものとします。

第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「ソフトバンクBBサービス」とは、非対称加入者線伝送方式（ADSL）等を用いた電気通信サービスおよびインターネット接続を行う電気通信サービスの総称を意味します。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための契約を意味します。
- (3) 「会員」とは、当社との利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (4) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいいます。
- (5) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (6) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした者をいいます。
- (7) 「サービス会員回線」とは、利用者回線および契約者回線をいいます。
- (8) 「利用者回線」とは、特定協定事業者の電話サービス契約約款または指定協定事業者の電話サービス等契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。
- (9) 「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (10) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。
- (11) 「協定事業者」とは、当社と協定を締結している電気通信事業者をいいます。
- (12) 「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社をいいます。

す。

- (13)「指定協定事業者」とは、ソフトバンクテレコム株式会社または当社が指定する電気通信事業者をいいます。
- (14)「協定事業者等」とは、協定事業者、特定協定事業者または指定協定事業者をいいます。
- (15)「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するモデム等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。
- (16)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対して貸与する事業者として当社が指定する事業者をいいます。
- (17)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (18)「料金等」とは、本規約に基づき会員が負担すべき債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 本サービスの内容

第3条（本サービスの区分）

本サービスには、次の二つの区分があります。

- (1) 利用者回線型（利用者回線を使用して提供するもの）
- (2) 契約者回線型（契約者回線を設置して提供するもの）

第4条（サービス提供区域）

- 1. 本サービスの利用に係るサービス会員回線の終端は、当社が別に定める区域内とします。
- 2. 相互接続点の接続場所等の条件については、当社と協定事業者等との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、サービス会員回線1回線ごとに一つの利用契約を締結します。この場合、会員は一つの本サービスについて一人に限られるものとします。なお、Yahoo! BBサービスを通じた申込によって成立する契約は、申込者およびヤフー株式会社と当社との間で成立するものとします。

第6条（契約の申込）

申込者は、Yahoo! BBサービスのオプションサービスとしてYahoo! BBサービス会員規約（約款）および当社が定める方法により本サービスを申込みこととします。当該申込にあたっては、申込者が予め本規約に同意の上、少なくとも以下の情報について回答す

るものとし、なお、申込の際には、当社は申込者に対し申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとし、

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) サービス会員回線に係る終端の場所
- (4) サービス会員回線と相互接続通信を行う特定協定事業者または指定協定事業者の氏名または名称
- (5) 本サービスの種類および区分
- (6) 特定協定事業者または指定協定事業者に対して当社を通じて申請する事項
- (7) その他本サービスの申込を行うにあたり申込内容を特定するために必要な情報

第7条（契約の申込の承諾）

1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申込を承諾することを条件として、特定協定事業者または指定協定事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の7日後に成立するものとし、
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。
 - (2) サービス会員回線について、協定事業者等と契約を締結しているものが複数となる時。
 - (3) 本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。
 - (4) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
 - (5) サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者との相互接続協定の条件に合致しないとき。
 - (6) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。
 - (7) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき
 - (8) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき
 - (9) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。
 - (10) その他当社が適当でないとき。

第8条（契約の種類・条件等の変更の申込）

会員は、本サービスの種類その他の条件変更を希望する場合は、当社所定の方法をもって申込を行うものとし、当該申込に関しては第6条および第7条の規定が準用されるものとし、

第9条（契約事項の変更）

1. 会員は、第6条に定める契約申込時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとし、

2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 会員は、サービス会員回線に係る終端の場所に変更が生じ協定事業者等に対して変更の申込を行う場合には、その内容について当社に届け出でいただくものとします。

第10条（住所の移転）

1. 会員が住所等を移転する場合で、その移転先が、移転の時に当社の本サービス提供地域である場合は、会員は移転先において本サービスの利用契約を継続することを当社に対して申込むことが出来るものとします。但し、移転先によっては、技術上その他の理由により本サービスの提供ができない場合があることを、会員は予め承知するものとします。
2. 会員が前項の申込を行う場合は、会員が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第6条および第7条の規定が準用されるものとします。また、会員は当社の移転手続きに係る協定事業者等に支払うべき工事費等その他の料金を支払うものとします。
3. 本条第1項の申込がなされた場合、会員の移転後、本サービス開始までの期間についても、会員は本サービスに係る料金等を支払う義務を負うものとします。
4. 本条第1項の申込がなされたにもかかわらず、当社が第1項の申込みに対する承諾をせず、または、会員が第1項の申込を取り消した場合、会員が移転した時に利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、当社は第11条の規定に従い解約の手続を行うものとします。
5. 会員が住所等を移転する場合で、第1項の申込をしない場合、またはその移転先が、移転の時に当社が本サービスを提供していない地域である場合、会員は第11条の規定に従い解約の通知を行うものとします。
6. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員は利用契約の終了までに発生する当社に対する料金等の債務を支払うものとします。
7. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申込を行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第12条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。
8. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。

第11条（会員が行う契約の解約）

1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、Yahoo! BBサービス会員規約（約款）の定めに従ってYahoo! BBサービスを通じて解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日はYahoo! BBサービス会員規約（約款）に定めるところによるものとします。
2. 会員が解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。

第12条（当社が行う契約の解除）

会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約

を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の一に違背する行為を行った場合。
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- (3) 初期費用、料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
- (4) その他、会員として不適切と当社が判断した場合。

第4章 料金等の支払

第13条（料金等）

1. 本サービスの利用料金、本サービス開始にあたり必要とされる設置工事その他の料金等は、別表記載のとおりとします。
2. サービス会員回線に関して会員が協定事業者等に支払うべき利用料金および工事費等については、当社が回収した上、当該協定事業者等に支払うことができるものとします。
3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為をヤフー株式会社その他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。

第14条（料金等の支払）

1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。
2. 料金等の計算方法、支払方法および解約時の取扱い等についてはYahoo! BBサービス会員規約（約款）に定めるところによるものとします。
3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。その際、当社または集金代行業者が別途定める、再請求にかかる事務手数料を料金等に加算して請求をさせていただく場合があります。
4. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。

第5章 その他

第15条（通知・連絡等）

1. 当社は、会員への通知・連絡等を、当社ホームページに掲載して行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社ホームページを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社のホームページ上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社ホームページを確認したか否かに関わらず、当社がホームページ上に通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたもの

とみなされるものとします。

第16条（サービスの中止等）

1. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保するために会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、前項にて定める法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または当社が設置する電気通信設備等の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社の判断により本サービスの提供の全部または一部を中止することができるものとします。
3. 当社は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

第17条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

第18条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、会員が、本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第19条（他の電気通信事業者等との契約）

1. 会員が本サービスの提供を受けるためには、当社の他に、協定事業者等と契約し、回線使用料等の代金の支払をしていただく必要があります。
2. 前項の契約をしていただけない場合、もしくは前項の契約が終了した場合、当社は入会申込者の申込みを拒絶し、もしくは利用契約を解除することができます。
3. 当社は、会員の便宜のためもしくは協定事業者等との取り決めにより、第6条および第13条第3項の定めにかかわらず、会員から協定事業者への契約申込受付手続、代金の支払その他の手続等について、これを代行等自ら行いあるいはこれらを他の電気通信事業者等へ委任することがあります。
4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務（損害賠償請求権を含む）その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負いません。

第20条（サービスの利用）

1. 会員は、本規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 会員は、第三者に対し、本サービスを利用させることはできません。サービス会員回線または会員IDおよびパスワードを用いて本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。
3. 前項の他、当社は、本サービスの種類等に応じ、その利用にあたって別途制限事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。
4. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
5. 本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、または会員が他者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第21条（IDおよびパスワードの管理）

1. 本サービスの利用に関して会員にIDおよびパスワードが付与される場合、当該会員は、IDおよびパスワードを管理する責任を負います。
2. IDおよびパスワードの譲渡、名義変更はできません。
3. 当社は、IDおよびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
4. 会員は、IDおよびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第6章 禁止事項等

第22条（禁止事項）

会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者のメール受信を妨害する行為、その他他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (4) 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
- (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) 本サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。選挙の事

前運動等公職選挙法に違反する行為。

- (9) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (10) 連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
- (12) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- (13) 当社または他者の設備等に無権限でアクセスする行為。
- (14) コンピューターウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (15) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (16) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。

第23条（サービスの停止）

1. 会員が、本契約に違反した場合もしくは第22条各号の一に該当すると当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社はサービスの停止義務を負うものではありません。

第23条の2（会員による本サービスの利用休止と利用再開）

1. 当社は、会員（利用者回線型の会員に限る。以下、本条および次条において同じ）から通知があったときは、当該通知のあった日の月末日をもって本サービスの利用休止（利用契約を維持したまま、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます）を行います。
2. 前項に基づく利用休止を行った会員が、本サービスの利用の再開を希望する場合には、会員は当社所定の手続きに従い当該利用休止の解除（以下「利用再開」といいます。）の通知を行うものとします。会員から利用再開の通知がなされ、当社に当該通知が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続を行った上で本サービスの提供を再開するものとします。但し、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを会員は了承するものとします。
3. 会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。
4. 会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合または次条に定める休止手数料を支払わない場合であって期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその事由が解消されない場合、当社は会員に通知の上、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

第23条の3（利用休止時における利用料金の取扱い）

1. 前条に基づき本サービスの利用休止を行った場合、利用休止の日をもって当社は会員の本サービスに係る利用料金の課金を停止するものとします。なお、本サービスの利用休止を行っ

た場合であっても、会員がすでに利用した本サービスにかかる利用料金全額の支払い義務を免れないものとします。

2. 利用休止中は、会員は当社所定の休止手数料を支払うものとします。
3. 利用再開の際に本サービスにかかる利用料金の課金を再開する日は、利用再開日の属する月の翌月1日とします。また、利用再開にあたり、協定事業者等の回線接続工事等の費用を要する場合には、当該利用再開にかかる費用は会員の負担とします。

第24条（情報等の削除）

1. 当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。
 - (1) 第22条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは個別規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。
 - (2) 本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。
 - (3) 登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
 - (4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。
3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、もしくは情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第25条（著作権等）

1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第26条（個人情報等の保護）

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html>）に従い適切に実施します。

第27条（協定事業者等からの通知）

会員は、当社が、料金または初期費用の適用にあたり必要があるときに、協定事業者等から料金または初期費用を適用するため必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第28条（管轄裁判所）

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第7章 B B T Vサービスとのセット値引きに関する特約

第29条（B B T Vサービスとのセット値引きに関する特約）

削除

附則1

2003年11月15日改定後の第7条第1項の規定は、同改定の実施日以降に契約の申込をした会員にのみ適用されるものとします。

附則2 削除

(2001年6月20日制定)
(2002年7月15日改定)
(2002年11月11日改定)
(2003年11月15日改定)
(2003年12月1日上記改定実施)
(2004年7月21日改定実施)
(2005年3月1日改定実施)
(2005年3月20日改定実施)
(2005年6月1日改定実施)
(2005年7月1日改定実施)
(2005年10月15日改定)
(2005年11月1日実施)
(2005年11月15日改定)
(2005年12月1日上記改定実施)
(2006年3月15日改定)
(2006年4月1日上記改定実施)
(2006年10月1日改定実施)
(2007年3月15日改定)
(2007年3月31日上記改定実施)
(2007年6月15日改定)
(2007年7月1日上記改定実施)
(2008年2月29日改定実施)